

本会議及び委員会におけるデジタル機器（パソコン、タブレット端末及びスマートフォン等）の使用に係る申合せ

令和4年3月16日 議会運営委員会

1 デジタル機器の使用上の留意事項

(1) 議員又は説明員は、本会議及び委員会において、次に掲げる目的に限って、デジタル機器を使用することができるものとし、その使用は、節度を持って、必要な範囲に限るものとする。

① 議事に関する資料の閲覧

② 議事に関する事柄の検索を目的とするインターネットサイトの閲覧

③ 議事に関する事柄に係る電子メール及びSNS等によるメッセージの送受信

④ 議員又は説明員本人が受信し、緊急案件と認識した電子メール及びSNS等によるメッセージの確認

(2) 議員又は説明員は、画面表示が第三者の目に触れることがあることから、個人情報等の配慮を必要とする情報の取扱いに注意するものとする。

(3) 議員又は説明員は、デジタル機器の電子音が鳴らないようにするとともに、デジタル機器を使用する場合は、操作音が議事の支障とならないよう十分配慮するものとする。

2 その他

議長又は委員長は、1の留意事項に反すると判断した場合は、当該デジタル機器を所持する者に対し、注意を促し、なお改善されない場合は、使用の中止又は消音を命じることができる。